

平成25年度 第2回 広島市公共事業再評価審議会

資 料

資料-1	公共事業の再評価について	… p 1
	・広島市公共事業(建設関係局所管)の再評価について	… p 2
	・広島市公共事業(建設関係局所管)再評価実施要領	… p 3
	・広島市公共事業再評価審議会規則	… p 9
	・広島市公共事業再評価審議会運営要領	… p 10
資料-2	再評価審議対象事業一覧表・位置図	… p 11
	・再評価審議対象事業一覧表	… p 12
	・再評価審議対象事業位置図	… p 13
資料-3	再評価対象事業の調書	… p 14
	・河川事業の概要	… p 15
	・再評価の考え方及び手法	… p 19
	【一級河川小河原川都市基盤河川改修事業】	
	・再評価に係る資料	… p 21
	【準用河川岩上川河川改修事業】	
	・再評価に係る資料	… p 27
参考資料-1	説明資料(一級河川小河原川・準用河川岩上川)	

資料－1

公共事業の再評価について

広島市公共事業（建設関係局所管）の再評価について

1 目的

都市整備局、道路交通局及び下水道局が所管する公共事業のうち、一定の要件に該当する事業について再評価を行い、必要な見直しを行うとともに、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る。

2 再評価の対象とする事業の範囲

工事を伴う次の公共事業を対象とする。ただし、維持・補修工事を除く。

- (1) 国土交通省が費用の一部を補助又は負担する事業
- (2) 一定の事業規模を有する単独事業等

3 再評価を実施する事業

- (1) 事業費が予算化された後、5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業費が予算化された後、10年間を経過した時点で継続中の事業
- (3) 事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間が経過した事業（国庫補助事業に限る。）
- (4) 再評価実施後、5年間（下水道事業については、10年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業
- (5) 上記(1)～(4)以外の事業で、市長が特に必要と認める事業

4 再評価の実施時期

再評価の実施対象に該当する年度に行う。

5 再評価の方法等

再評価は、事業の進捗状況や社会経済情勢の変化等の視点に立って、各事業ごとに国土交通省が策定した評価手法等に基づいて行う。

6 公共事業再評価審議会

再評価にあたり、学識経験者等の第三者の意見を求めるため、「広島市公共事業再評価審議会」を設置する。同審議会は、再評価対象事業を審議し、意見等がある場合は、市長に提出する。

- (1) 会議
必要に応じて隨時開催し、原則、公開とする。
- (2) 委員
6名（学識経験者〔大学の教授等、弁護士、産業界の関係者、調査研究機関の職員〕）
- (3) 事務局
都市整備局 都市計画課

広島市公共事業（建設関係局所管）再評価実施要領

第1 目的

都市整備局、道路交通局及び下水道局（以下、「建設関係局」という。）が所管する一定の要件に該当する公共事業について再評価を行い、必要な見直しを行うとともに、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

建設関係局が所管する工事を伴う事業のうち、以下の事業を対象とする。ただし、維持・補修工事を除くものとする。

- 1 國土交通省(以下、「国」という。)が費用の一部を補助又は負担する事業（以下、「国庫補助事業」という。）
- 2 一定以上の事業規模を有する単独事業等（以下、「単独事業等」という。）

第3 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- 1 事業費が予算化された後、5年間を経過した後も未着工の事業

この場合において、「未着工の事業」とは、「用地買収手続きと工事のいずれにも着手していない事業」とする。なお、市街地再開発事業、土地区画整理事業については、権利変換計画の決定等が行われている場合は、「未着工の事業」とはしないものとする。

具体的には、別紙-1のとおりとする。

- 2 事業費が予算化された後、長期間が経過している事業

この場合において、「長期間が経過している事業」とは、「10年間（地域高規格道路事業については、5年間）を経過した時点で、一部供用されている事業を含め、継続中の事業」とする。なお、国庫補助事業において、各事業再評価実施要領細目に定めがあるものについて事業費が予算化された後、5年間が経過した時点で継続中の事業については、再評価の実施主体（第4の1（1）に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）は社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況を踏まえ、再評価を実施することが適當かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。ただし、事業費の予算化時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施するものとする。

- 3 事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間が経過している事業（国庫補助事業に限る。）

この場合において、「準備・計画段階」とは、「高規格幹線道路、地域高規格道路、連続立体交差事業等の大規模な事業に係る着工準備費が予算化されてから事業採択に至るまでの段階」とする。

4 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後5年間（下水道事業については、10年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。

5 市長が特に必要があると認める事業

社会状況の急激な変化等により、市長が特に必要と認める事業については、隨時再評価を実施するものとする。

6 留意事項

- (1) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定若しくは変更が行われた事業については、「事業費が予算化された時点」を「都市計画の決定若しくは変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置付けられる事業については、「事業費が予算化された時点」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。
- (2) 第3の1から4までの規定にかかわらず、再評価を実施する事業について見直し（この要領による事業の見直しを除く。）を行っている間は、この要領による再評価を行わないことができる。

第4 再評価の実施及び結果等の公表

再評価の実施フロー図を別紙-2に示す。

1 再評価の実施手続

(1) 再評価の実施主体は、広島市とする。

(2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。

ア 第3の1に掲げる事業にあっては、事業費が予算化された後、5年目の年度末までに実施する。

イ 第3の2に掲げる事業にあっては、事業費が予算化された後、10年目（地域高規格道路事業については、5年目）の年度末までに実施する。

ウ 第3の3に掲げる事業にあっては、着工準備費が予算化された後、5年目の年度末までに実施する。

エ 第3の4に掲げる事業にあっては、再評価実施後、5年目（下水道事業については、10年目）の年度末までに実施する。

オ 第3の5に掲げる事業にあっては、当該年度末までに実施する。

(3) 対応方針（案）の作成

市長は、再評価に係る資料及び、国庫補助事業については事業の継続又は中止の方針、単独事業等については事業の継続、休止又は中止の方針（以下、「対応方針」という。）案を作成する。

(4) 対応方針の決定等

市長は、再評価に係る資料及び対応方針案を広島市公共事業再評価審議会に諮り、意見の提出があったときは、これを最大限尊重し、対応方針を決定する。

(5) 河川事業の取扱

河川事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更が行われた場合には、再評価の手続きが行われたものとしてこれに代えるものとする。

2 評価結果、対応方針の公表

市長は、対応方針の決定後、評価結果及び対応方針について、結果に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表する。

第5 再評価の方法

1 再評価手法

各事業ごとに再評価を行う際に整理すべき指標、対応方針を決定する際の判断基準等（以下、「再評価手法」という。）については、原則として国の策定する再評価手法を採用するものとする。

ただし、国の策定する再評価手法により難い事業にあっては、別途、再評価手法を設定するものとする。

2 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

- ① 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- ② 事業の投資効果
- ③ 事業の進捗状況
- ④ 事業の進捗の見込み
- ⑤ コスト縮減や代替案立案等の可能性

3 事業の状況に応じた評価手法の設定

再評価を行うに当たって、市長が、事業の進捗状況、地元情勢等から判断し、チェックリスト等による評価手法又は詳細な評価手法等事業の状況に応じて適切な評価手法を設定するものとする。

なお、チェックリスト等の評価手法による再評価により要因の変化等が認められた場合には、詳細な評価手法による再評価を実施するものとする。

第6 広島市公共事業再評価審議会（以下、「再評価審議会」という。）

1 再評価審議会の設置

市長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求めるため、学識経験者から構成される再評価審議会を設置するものとする。

2 再評価審議会における審議方法

審議方法は再評価審議会が決定する。その際、審議過程の透明性を確保するととも

に、事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

3 再評価審議会の意見の尊重

市長は、再評価審議会より意見の提出があったときは、これを最大限尊重し対応を図るものとする。

4 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業については、河川整備計画の策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議が行われた場合は、当該委員会等における審議結果をもって、再評価審議会における審議に代えるものとする。

第7 施行期日

本要領は、平成10年10月20日から施行する。ただし、第2の2の規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成11年9月2日から施行する。

附 則

本要領は、平成15年11月17日から施行する。

附 則

本要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成22年12月27日から施行する。

附 則

本要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成25年2月4日から施行する。

附 則

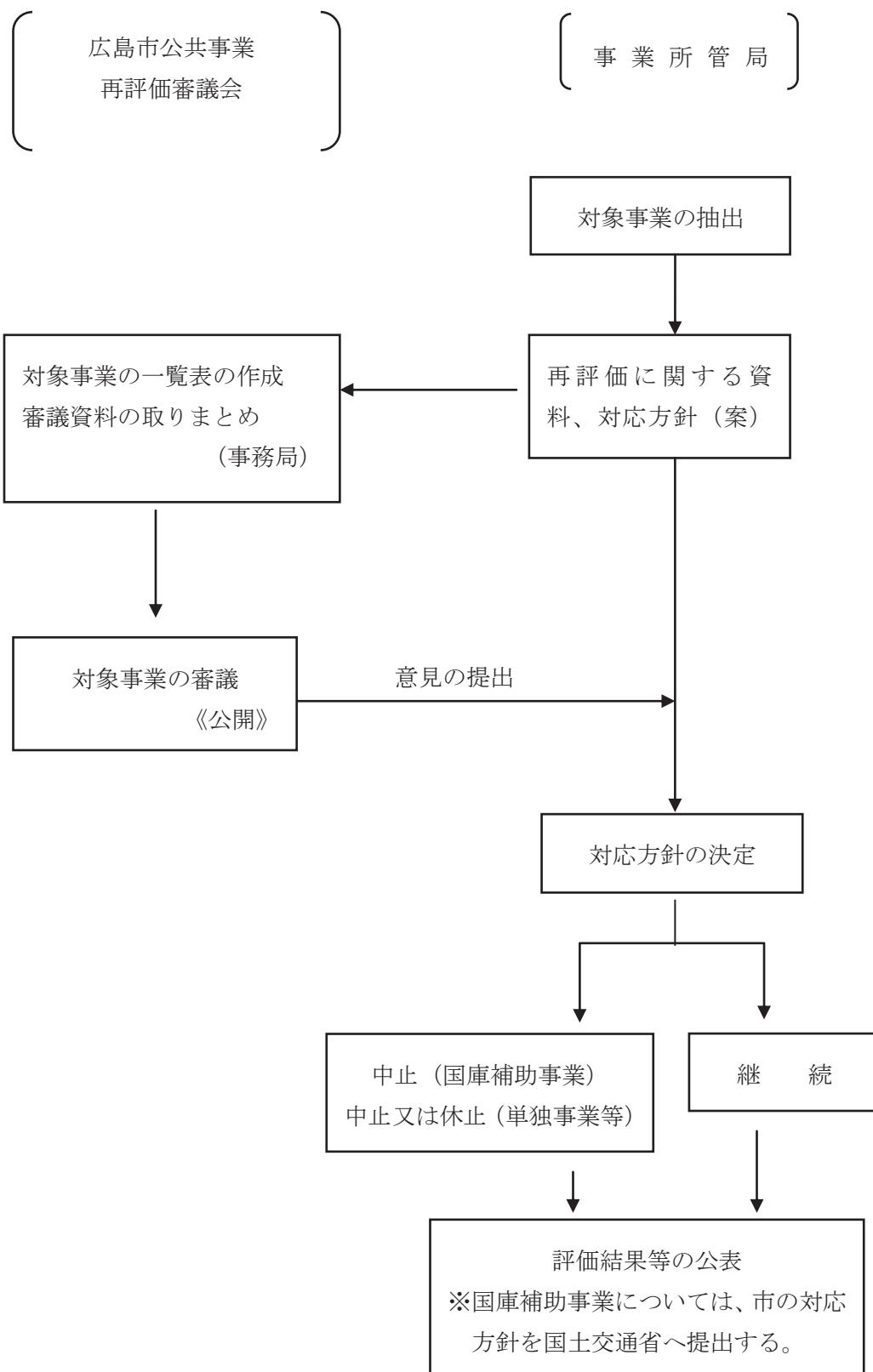
本要領は、平成25年4月1日から施行する。

「事業費が予算化された後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	事業費が予算化された後一定期間経過後で未着工の事業	
	一定期間	未着工の定義
河川事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	5年間	用地買収手續、工事ともに未着手
土地区画整理事業	5年間	用地買収手續、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	5年間	権利変換計画または管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続きに未着手
街路事業	5年間	用地買収手續、工事ともに未着手
道路事業	5年間	用地買収手續、工事ともに未着手
都市公園事業	5年間	用地買収手續、工事ともに未着手
住宅市街地整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定	
住宅市街地総合整備事業	5年間	用地買収手續、工事ともに未着手
砂防事業	5年間	用地買収手續、工事ともに未着手
海岸事業	5年間	用地買収手續、工事ともに未着手

(注) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定若しくは変更が行われた事業については、「事業費が予算化された時点」を「都市計画の決定若しくは変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置付けられる事業については、「事業費が予算化された時点」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。

【再評価の実施フロー図】



広島市公共事業再評価審議会規則

平成25年3月29日
規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島市附属機関設置条例（昭和28年広島市条例第35号）第3条の規定に基づき、広島市公共事業再評価審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、公共事業の再評価に関する重要な事項について審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、2年を超えない範囲内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備局都市計画課において処理する。

(委任規定)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

広島市公共事業再評価審議会運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、広島市公共事業再評価審議会規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、広島市公共事業再評価審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第2条 規則第5条第1項の規定による会長の選挙は、出席した委員（規則第4条第1項の規定に基づき委嘱された委員。）全員に異議がないときは、指名推薦の方法によって行う。ただし、異議があるときは、無記名投票によって行うものとする。

(会議の招集)

第3条 会議を招集する場合、会長は、会議開会の日の7日前までに、委員に通知するものとする。ただし、会長において急を要すると認めた場合は、この限りでない。

(議 長)

第4条 会長は、会議の議長となる。

(会議及び審議資料の公開)

第5条 会議及び審議資料は、原則として公開するものとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

(意見の提出)

第6条 会長は、審議の結果をとりまとめ、必要に応じて市長に対し、意見の提出を行うとともに、各委員にその内容を報告するものとする。

附 則

この要領は、平成10年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 1月 8日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 5月 28日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

資料－2

再評価審議対象事業一覧表・位置図

**平成25年度 第2回 広島市公共事業再評価審議会
再評価審議対象事業一覧表**

事業種別	事業名	事業区分	事業箇所	事業期間 ※1	再評価理由 ※2	一定期間が経過した理由等
河川事業	一級河川小河原川都市基盤河川改修事業	国庫補助事業	東区 福田六丁目 ～ 東区 福田五丁目	平成9年度 ～ 平成29年度	④	平成29年度の事業完了を目指して事業中のため
河川事業	準用河川岩上川改修事業	国庫補助事業	安佐北区 落合南三丁目 ～ 安佐北区落合 南五丁目	平成元年度 ～ 平成29年度	④	平成29年度の事業完了を目指して事業中のため

※1 事業期間とは、事業費が予算化された年度から完成予定年度までとする。

※2 ①：事業が予算化された後、5年間を経過した時点で未着工の事業

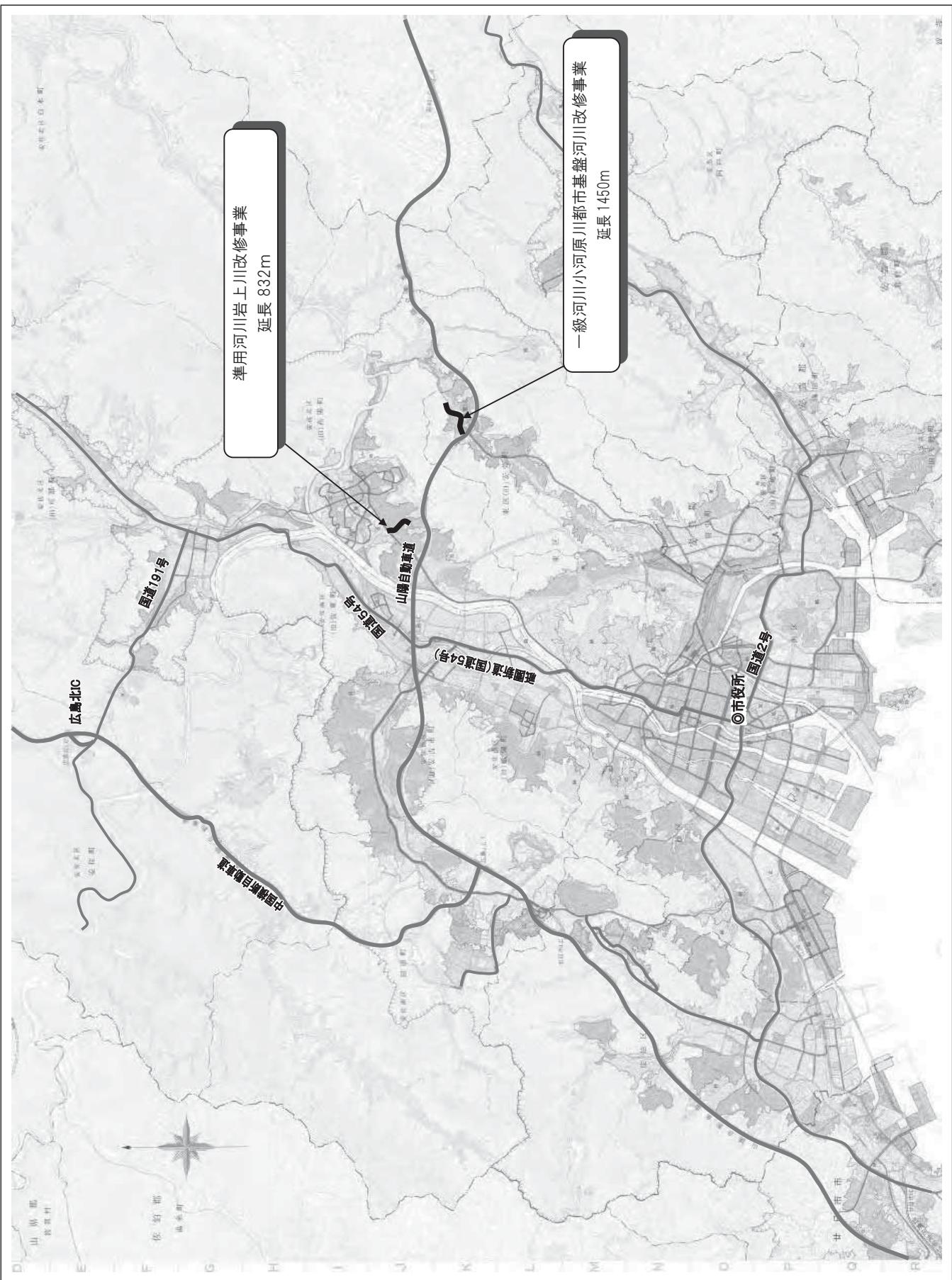
②：事業が予算化された後、10年間を経過した時点で継続中の事業

③：事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間が経過した事業（大規模な国庫補助事業に限る。）

④：再評価実施後、5年間（下水道事業については、10年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業

⑤：市長が特に必要と認める事業

平成25年度 第2回 広島市公共事業再評価審議会 審議対象事業位置図



資料－3

再評価対象事業の調書

(河川事業)

河川事業の概要

1 河川行政の動向

(1) 河川法の改正等

昭和 39 年に旧河川法（近代河川制度として明治 29 年に誕生）が全面改正され、治水・利水の体系的な制度の整備として、水系一貫管理制度の導入や、利水関係規定の整備などが図られた河川法が制定された。

この後、治水、利水に加え、河川環境の重要性が認識されるようになり、平成 7 年には、河川審議会において、河川行政における河川環境への取組方針が示された。

このような河川環境に対する要請を踏まえ、平成 9 年には河川法が改正され、「河川環境の整備と保全」が法の目的に位置づけられた。

また、新たに、住民意見の反映などを導入した河川整備基本方針、河川整備計画からなる計画制度が導入された。

(2) 災害に強い国土づくりに向けた課題

東日本大震災の発生により、改めて、国民生活と経済産業活動にとって、国土・地域の安全・安心は不可欠の条件であることが再認識され、災害に強い国土・地域構造の構築が求められている。

また、近年、地球温暖化に伴う気候変動による局所的な集中豪雨の多発、台風の激化、海面水位の上昇等、自然条件の変化に伴う災害リスクの拡大が懸念されている。

加えて、社会環境の面では、高齢者などの災害時要援護者の被災が特徴的であり、旧来型の地域コミュニティの衰退や、水防団員の減少、高齢化などによる地域の共助体制の弱体化等、新たな防災上の課題への対応が求められる状況となっている。

(3) 今後の対策の基本的方向

新たな課題に対しては、財政制約が厳しい状況にあっても、様々な知恵と工夫により、事前の備えを進め、社会の災害に対する脆弱性を軽減することにより、災害被害を最小化する取組みが求められる。

具体的には、既存施設の有効活用・長寿命化などの施設を中心とした対策、土地利用の見直しなどの地域づくりと一体となった対策、ハザードマップの整備・充実、災害発生時の広域的な支援体制整備等の防災・危機管理対応を中心とした対策など、今後の基本的方向として推進していくこととなっている。

2 河川の種類と管理

(1) 河川の種類

① 一級河川

国土保全上または国民経済上特に重要な水系で、政令で指定したものに係る河川
で国土交通大臣が指定したもの。(河川法第4条)

② 二級河川

一級河川以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府
県知事が指定したもの。(河川法第5条)

③ 準用河川

河川法の適用を受ける地域の根幹的な河川である一級河川及び二級河川に対し、
準用河川は地域住民の生活河川として、治水対策、都市環境及び生活環境の保全上
重要な役割を果たしており、その地域的な性格から、市町村長が指定したもの。
(河川法第100条)

④ 普通河川

河川法の適用又は準用を受けない河川(公共の水流、水面)で、下水道法に規定
する公共下水道や農業用水路以外のもの。

(2) 河川の管理

① 河川管理者

(ア) 一級河川 国土交通大臣

(国管理区間)

(イ) 一級河川 都道府県知事

(県管理区間) (国土交通大臣が指定する区間の管理の一部を都道府県知事
に委任しているもの)

(ウ) 二級河川 都道府県知事

(エ) 準用河川 市町村長

(オ) 普通河川 市町村長

② 広島市域内の河川一覧表

広島市域内の河川一覧表

種類	管理者	河川名	延長
一級河川 (国管理区間)	国土交通大臣	太田川、天満川、旧太田川（本川）、元安川、古川、根谷川、三篠川、戸坂川 8河川	90.2km
一級河川 (県管理区間)	県知事	京橋川、猿猴川、府中大川、水内川、御幸川、山倉川、小河原川など 42河川	193.9km
二級河川	県知事	八幡川、石内川、梶毛川、木末川、瀬野川、畠賀川、熊野川、岡ノ下川、矢野川、尾崎川 10河川	70.1km
準用河川	市長	寺山川、岩上川、榎山川、中道川、堀川 5河川	6.3km
普通河川	市長	青原川、大槌川、大谷川など 653河川	539.9km



広島市域内の河川図

3 広島市の河川事業

(1) 河川事業の基本方針

安全で快適に生活できる「災害に強いまちづくり」を目指し、集中豪雨等による河川の氾濫などから市民の生命及び財産を守るため、計画的に河川改修を行うとともに、河川の持つ豊かな自然を活かした「水にふれることのできる河川環境づくり」を進めるものである。

このため、本市では、都市基盤河川改修事業、河川環境整備事業、準用河川改修事業、普通河川改修事業に取り組んでいるところである。

(2) 河川事業の種類

① 都市基盤河川改修事業

県が管理している一級河川及び二級河川において、都市水害の増大に対処し、地域行政との関連を踏まえた、きめ細かい治水対策を進めるため、地域社会に密着した行政主体である市が施行主体となって河川の改修を行うもの。

(河川法第16条の3「市町村長の施行する工事等」)

② 河川環境整備事業

県が管理している一級河川及び二級河川において、親水性に配慮した環境護岸などの高水敷の整備を行うなど、地域社会に密着した行政主体である市が施行主体となって河川の環境整備を行うもの。

(河川法第16条の3「市町村長の施行する工事等」)

③ 準用河川改修事業

地域の生活に密着した小河川である準用河川において、洪水の氾濫を防止し、地域の生活基盤を確保するため、河川の改修を行うもの。

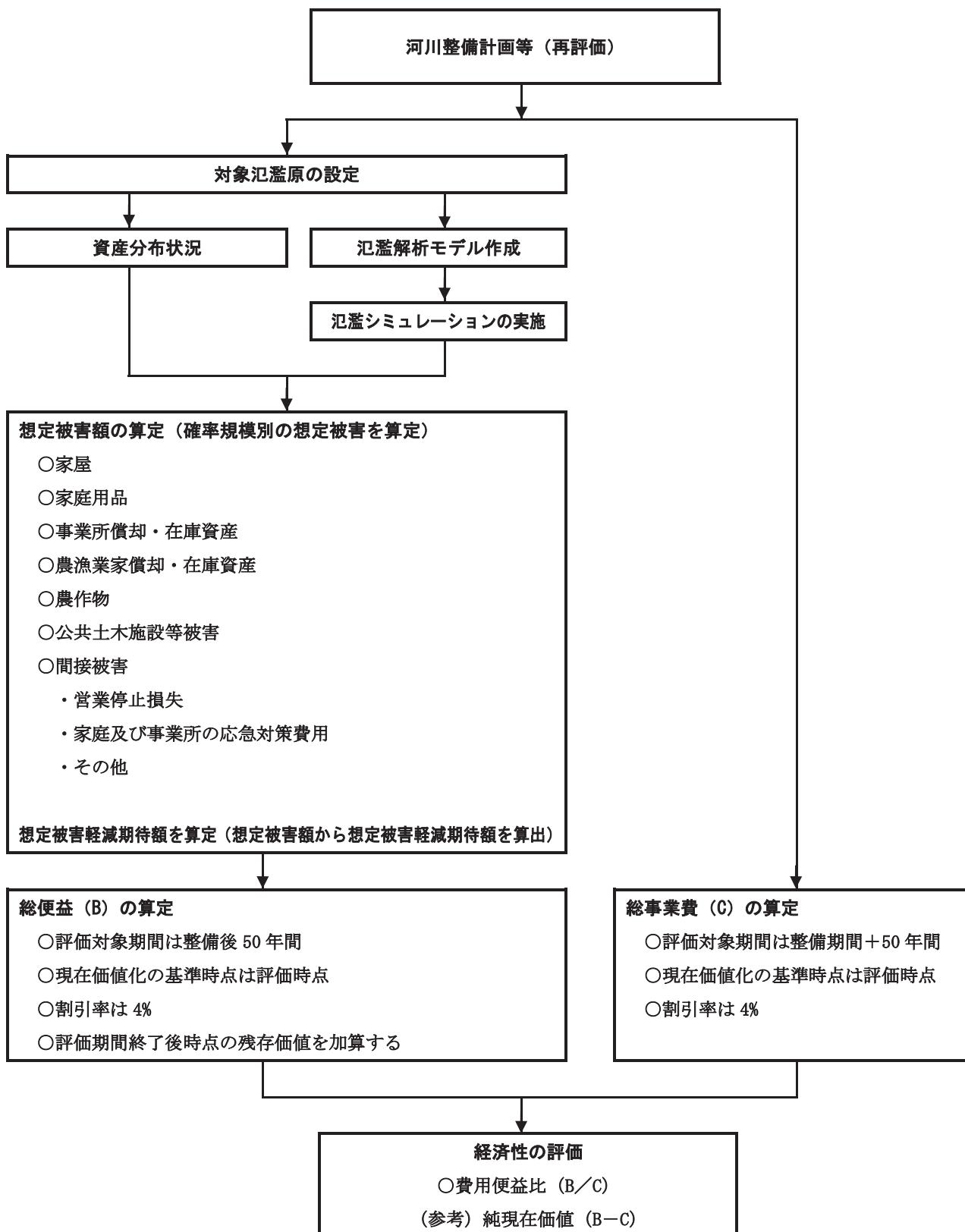
④ 普通河川改良事業

河川法の適用又は準用を受けない河川（普通河川）において、洪水の氾濫を防止し、地域の生活基盤を確保するため、河川の改修を行うもの。

再評価の考え方及び手法

河川名 項目	一級河川小河原川	準用河川岩上川
事業単位の 取り方	<p>【区間】 東区福田六丁目～東区福田五丁目 $L = 1, 450\text{ m}$</p> <p>【設定の考え方】 一定の効果が発揮できる区間（国庫補助事業としての採択区間）</p>	<p>【区間】 安佐北区落合南三丁目 ～安佐北区落合南五丁目 $L = 832\text{ m}$</p> <p>【設定の考え方】 一定の効果が発揮できる区間（国庫補助事業としての採択区間）</p>
評価項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業を巡る社会経済情勢等の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時の影響、過去の災害実績、災害発生の危険度、地域開発の状況、地域の協力体制、関連事業との整合 2 事業の投資効果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用対効果分析、その他事業の投資効果 3 事業の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の経過、進捗率、残事業の内容等 4 事業の進捗の見込み <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が長期化している理由、今後の見通し等 5 コスト縮減や代替案立案等の可能性 <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">これらの視点から評価を行い、対応方針案を取りまとめる。</p>	

費用対効果分析の手法(経済性の評価)



※出典：平成 17 年 4 月 国土交通省河川局「治水経済調査マニュアル（案）」